

てたい。

**問** シルバー人材センターの活用というが、サービスの内容や基準の設定などの受け皿の体制はどのようにするのか。ガイドラインは複雑であり、今までは資格を有する方が訪問し、事業所が実施している。開始まで、3カ月しかないが。

**答** シルバー人材センターに登録されている方で実施しているサービスも既にある。予防給付等の訪問型サービスの内容の多くは、買い物を中心であり、簡易な部分はシルバー人材センターを活用したい。

**問** 要支援1、2の方を軽度と認識しているわけだが、京都のヘルパー連絡会が実施したアンケートでは、要支援1、2の方で骨の関節の障害58%、心臓・血圧疾患29%、うつ病16.6%等、回答結果が出ている。それでも実態は予防給付と大差がないという判断か。策定委員会では、予防給付と同等のことをすると説明しているか。

**答** サービス内容は、策定委員会でも説明したとおり、させていた。

**問** 来年4月からの要介護度認定については、7月28日に

示された介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインによると、要介護認定を実質受けさせないと解釈できる。要支援・要介護を見つづけるための基本チェックリストについては、現行どおり専門職により窓口で実施し、それに基づき地域包括センターに繋ぐという手順は、今まで同様きつちりとするのか。

**答** きつちりする。

**問** 窓口でのチェックの結果、要介護認定を受けさせないということはないか。

**答** 要介護認定の申請を妨げることはない。

**問** 現行の地域支援事業費は、介護給付費の3%以内という上限設定がある。新総合事業費にも上限があり、上限以上の国庫補助はない。予防給付を公的給付ですればするほど市の持ち出しは続くことになるが、それでも継続する決意か。

**答** 市町村に事業が移行されても、従来実施しているサービスは継続する意向である。

**問** 特別養護老人ホームへの入所についても制度後退がある。本年4月1日時点で入所希望の待機者は391人だが、

このうち要介護度3以上の方は161人である。残りの230人は来年4月1日からは申請書を出しても入れない。厚労省は、入所検討委員会の議決を経て特例入所を認めるという勘案事項案をつくったがその内容は。また、今後介護の基盤整備の計画は。

**答** 基盤勘案事項案は、要介護1、2の方でも特養以外の生活が著しく困難であると認められる場合は入所を認めるといふものである。入所でできない方等への対応については、居宅を介護施設の居室と見立て、施設の職員による見守りやサービス提供をヘルパーや訪問看護師やボランティアなどのサービスで対応し、地域で生活できるような体制づくりを考えている。要支援1、2であっても在宅生活を継続できるような基盤整備に取り組みたい。

**問** 4月1日から特養ホーム1つが開設予定だが、そこでは何人受入れできるのか。

**答** 50人と聞いている。

**問** 第6期介護保険事業計画の素案では地域包括支援センターの増設を検討するとあり、既存のランチ機能も再編し、

地域包括ケア体制の充実をするともあるが、どのようにするつもりか。人員体制の整備は。また、24時間対応の定期巡回システムの計画値は、ゼロになっているか。

**答** 現在5カ所あるランチを、中学校区ごとかそれ以上の配置を検討し、業務量に応じた専門職員の確保に努めた。計画値は、計算中であり数字を入れる予定である。

**問** 第6期事業計画における保険料の基準額の設定に当たって、基金準備金約9億円の活用についての考えは。

基金活用により、保険料の基準額は県内で唯一本市だけが3千円台である。緊急のアンケートによると額を上げるようだが。

**答** 保険料月額額は2025年には全国平均で8,200円程度になると見込まれている。第5期は本市が県内で一番低く3,803円であるが、基金を取り崩しても、保険料の増額は避けられないと考える。

**問** 保険料の区分は、現在9段階の収め方だが、段階は広げるのか。

**答** 段階は増やしたい。具体的に何に使うか不明

で、とても承服できないが、基金の取り崩し額は。

**答** 保険料は5千円程度を目指し、基金取り崩しは5億円程度で考えている。

## 生活困窮者 自立支援事業

**問** 昨年12月に生活困窮者自立支援法が成立したが、保護費をさらに抑制する仕組みと言わざるを得ない。生活保護からの脱却を促す就労支援を行うにしても、生活福祉課の体制は、2名の欠員状態と聞くが、その後は。

**答** 80世帯に対し1名のケースワーカーが必要だが、現状は11名であり標準数に2名足りない。平成27年度には補充できるようにしたい。

**問** 生活保護の申請に対しては、14日以内に決定しなければならぬが、14日以内に決定できた件数とできなかった件数は。